

## 特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の 指針（原案）に対する意見

社団法人 関西経済連合会

公正取引委員会（以下「公取委」という）は平成 11 年 2 月 22 日、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針（原案）」（以下「指針案」という）を公表し、関係各方面から広く意見を求めた上で、本年夏頃までに決定することとしている。

当連合会は、公取委の指針案に対して、下記諸点に十分配慮のうえ本指針を作成されるよう要望する。なお、本指針案は、相反する部分のある知的財産関係法と独占禁止法の適用関係の限界を示すものであり、その点では独占禁止法の趣旨を強調しすぎることなく、知的財産関係法を十分に検討した上で、両者の合理的調和が図られることを望む。

### 記

#### 1. 基準の明確化

「特許・ノウハウライセンス契約における不公正な取引方法の規制に関する運用基準（平成元年 2 月 15 日公表）」（以下「現行運用基準」という）と比較した場合、明確な基準が少ないように思われる。より明確な基準を希望する。

#### 2. 表現の平易化かつ明確化

指針案中、若干理解しにくい箇所が見受けられる。できるだけ平易で、わかりやすい表現で記述されることを希望する。

#### 3. 改正趣旨

現行運用基準の緩和・強化は今回の改正趣旨ではなく、同基準のさらなる明確化が今回の改正趣旨であるはずだが、指針案中、若干、それに矛盾する箇所がある。本来の改正趣旨に沿った改正が行われることを希望する。

#### 4. 外国事業者への公平な法適用

外国事業者に対しても、我が国市場に影響が及ぶ限り、指針案が等しく適用されることが明確化されたことは評価できる。実際の法適用も、こうした考え方に沿って、厳格に運用されることを希望する。

#### 5. 各論

別紙参照